

# 公益財団法人 全日本空手道連盟

## ナショナルチーム選考規程

### (目的)

第1条 この選考基準は、「選手強化委員会規程」を補完し、ナショナルチームメンバー並びに国際競技大会への派遣選手などの選考手順を定めるものとする。

### (ナショナルチームの目的)

第2条 ナショナルチームは、日本空手界を代表する選手及び指導者等によって構成されるものとし、以下のことを目的とする。

- (1) 高い技術力と向上心の維持を行うこと。
- (2) 規律、礼節を重んじ日本を代表するに相応しい振る舞いをする事。
- (3) 常に人間力を高める努力を行うこと。
- (4) 日本発祥の武道である空手の国際的発展に寄与すること。
- (5) 国際社会貢献に資すること。

### (選考委員会)

第3条 選手強化委員会規程第10条第2項に係るナショナルチームの選手の選考は、委員長・副委員長・全日本監督の協議に基づき選手強化委員会より選出され、形・組手ごとに7名以内の委員で編成された選考委員会が行うものとする。

2. 選考委員の任期は、1期2年とし、選手強化委員会の任期と同様とする。但し、再任を妨げない。

### (選手選考会におけるオブザーバー)

第4条 前条の選考委員会にオブザーバー2名を置く。

2. オブザーバーは、常勤役員より1名、他の1名は原則として選手強化を担当する常任理事より1名とする。
3. オブザーバーは、選考会議において選考委員会より意見を求められたとき、意見を述べる事ができる。
4. オブザーバーはその責務を明確にするために、選考会が適正に行われたことを確認し、所定の文書に署名する。
5. 前項までの規定によらず、強化委員会規程第13条に規定する技術顧問は、

選手選考会において選考委員会より意見を求められたときに意見を述べる  
ことができる。

(年度方針と選考方法)

第5条 年度強化方針とナショナルチームの選考方法などは、選手強化委員会  
が作成する「ナショナルチーム強化計画」にて示す。

2. 「ナショナルチーム強化計画」は、必要に応じて年度毎見直すものとする。

(内定・決定と取り消し)

第6条 ナショナルチームは、「ナショナルチーム強化計画」に定める選考方法  
に基づき選考委員会により選考され、その区分は当該年の国際大会の年齢規  
定に応じた以下の通りの名称とする。

(1) (シニア)ナショナルチーム

(2) ジュニアナショナルチーム

(3) その他：カデット、アンダー21などの名称を伴うナショナルチーム。

2. 「ナショナルチーム強化計画」に定める選考方法に基づき選考委員会により  
選考された者を内定者とし、常任理事会の議を経て決定とする。ただし、内定  
者にはナショナルチームに選考された旨及び正式決定は常任理事会の承認後  
であることを即日あるいは通知に必要な事務手続きを要する最短の日までに、  
本人に通知するものとする。

3. 後日、ナショナルチームの一員として相応しくない事象が発覚した場合や、  
強化合宿での不芳・著しい競技力の劣化などがあつた場合若しくはナシヨ  
ナルチーム内定または決定時に当連盟に提出する誓約書記載の強化指定選手と  
しての義務または禁止事項に違反した場合は、選手強化委員会の決定により、  
ナショナルチーム内定または決定を取消あるいは準候補選手へ格下げするこ  
とがある。

4. 前項の処分には、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるも  
のとする。ただし、当事者の同意がある場合、又は当事者が弁明の機会を拒否  
若しくは無断欠席をした場合はこの限りではない。

5. 前項の処分が行われた場合は、速やかに常任理事会に報告するものとする。

6. 第4項にある当該選手の弁明に正当性があると認められた場合に限り、常任  
理事会において処分の審議を行う。

7. 倫理規程第4条第1項に該当する場合は、第3項から第6項までに加え、倫  
理規程に従い処分を行う。

8. 処分を受けた者は、本連盟の決定した処分内容に対し、公益財団法人日本ス  
ポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができる。

(国際競技大会への派遣選手・コーチの選考)

第7条 プレミアリーグなどのオープン大会を除く国際競技大会へ派遣する選手及びコーチは、以下に定める各号を総合的に勘案のうえ、委員長・副委員長・全日本監督で代表選手団編成を立案し、常任理事会の承認を得るものとする。ただし、申込期限が迫るなどの理由で承認を得るいとまがないときは、その直後の常任理事会で同様の手続きをとることとする。

- (1) WKF ランキング
- (2) 過去の世界選手権大会をはじめとした国際大会での戦績
- (3) 強化合宿等において開催される代表選考会
- (4) その他

(改廃)

第8条 この選考基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この選考基準は、平成29年12月8日より施行する。
2. この選考基準は、平成30年5月19日より施行する。
3. この選考規程は、令和元年12月6日から施行する。
4. この選考規程は、令和4年12月9日から施行する。
5. この規程は令和6年12月6日より施行する。